

石川県体操協会規約

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は石川県体操協会という。

第2条（事務局） 本会は事務局を事務局長の所属内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的） 本会は石川県内における体操競技・新体操競技・トランポリン競技（以下「体操」という。）の普及と発展を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 県内における体操の普及強化。
2. 指導者の養成と相互の連絡。
3. 各種競技会、演技会の開催。
4. 各種講習会、研究会の開催。
5. 審判技術の研究及び審判員養成講習会の開催と資格検定業務。
6. 選手、役員等の登録業務。
7. 各種クラブ、教室の創設の促進及び強化。
8. 指導者及び審判員の派遣。
9. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条 本会は石川県における体操の統括団体として（公財）日本体操協会、北信越体操協会、（公財）石川県体育協会に加盟し、緊密な連絡を図る。

第3章 組 織

第6条（組織） 本会の目的に賛同する次の団体及び個人の会員をもって組織する。

1. 県内各地域の体操協会及び団体。
2. 県内の小学校、中学校、高等学校、大学、企業の体操部。
3. 県内の体操クラブ、体操教室等。
4. 県内在住で理事会の承認を得た者。

第4章 役 員

第7条（役員） 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	若干名
名誉会長	若干名
顧 問	若干名
参 与	若干名
理事長	1名
副理事長	4名以内
常務理事	若干名
理 事	若干名
監 事	3名

第8条（役員を選任）役員を選任は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、名誉会長、顧問、参与及び監事は理事会で推薦し、総会で承認を得る。
2. 理事長、副理事長、常務理事は理事の互選とする。
3. 理事は会員の中から会長がこれを委嘱する。

第9条（職務）役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 顧問、参与、名誉会長は会長の招集により会議に出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。
4. 理事長は会長及び副会長を補佐するとともに理事会及び常務理事会の決議に基づき会務を司る。
5. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
6. 常務理事は理事会において議決された事項および日常の業務を処理する。
7. 理事の内3名は会計を担当する。

第10条（監事）監事は本会の財産及び会計経理を監査する。

第11条（役員任期）本会役員任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠または増員により選任された役員任期は前任者あるいは現任者の残任期間とする。

第5章 会議

第12条（総会）

1. 定期総会は毎年5月に開催する。
2. 会長はこれを招集し、議長を務める。
3. 総会は次に掲げる事項について審議決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認。
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定。
 - (3) 役員選任。
 - (4) 規約、規定の制定及び改廃。
 - (5) その他議決を必要とする事項。

第13条（理事会）

1. 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。
2. 理事会は理事長が必要に応じて招集し、議長を務める。
3. 前条3項について協議するとともに総会に審議事項として提出する。

第14条（常務理事会）

1. 常務理事会は会長、副会長、常務理事をもって構成する。
2. 常務理事会は会長がこれを招集し、議長を務める。
3. 総会の決議に基づいて、会務執行上の重要事項について協議の上処理する。

第15条（理事会の定足数等）

1. 理事会は理事の過半数以上の出席で成立する。
2. 理事会の議事は出席理事の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が

これを決定する。

第16条（議事録）議事録は議長の指名する者がこれを作成し、議長及び出席者の代表が署名捺印の上、事務局で保管する。

第6章 委員会

第17条（委員会の設置）

1. 本会は目的達成のために以下の委員会を設ける。

- (1) 体操競技委員会
- (2) 新体操委員会
- (3) トランポリン委員会

2. 委員の任期は第11条による。

第18条（委員会の組織）各委員会は理事会で本会理事より選任した、委員長1名、副委員長1名、委員若干名で構成する。

第19条（委員会の招集）各委員会は委員長がこれを招集する。

第20条（委員会の職務）各委員会は理事会の掲げる事項について研究協議の上処理し、必要事項についてはこれを理事会に答申する。

第7章 加盟及び脱退

第21条（加盟）

1. 本会の目的に賛同する団体及び個人は理事会の承認を得、所定の手続きを経てから加盟することが出来る。

2. 加盟団体及び会員は毎年定められた会費を納入しなければならない。会費は別に定める。

第22条（資格喪失）会員は義務に違反した時及び会費を2年以上滞納した時は理事会に諮り会員の資格を取り消すことがある。

第8章 表彰

第23条 本会は、体操競技・新体操競技・トランポリン競技において顕著な活躍をした選手・監督、又は石川県体操界の発展に著しく貢献した者を表彰する。

第24条 表彰に関する規定は、別に定める。

第9章 会計

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 補則

第26条 本規約に規定するもののほか、必要に応じて会長が理事会に諮り細則を定める。

第27条（規約の改廃）本規約の改廃は総会において出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

付則 本規約は、昭和23年4月25日から施行する。
昭和55年3月 9日改正
平成16年2月22日改正
平成17年5月 8日一部改正
平成25年5月12日一部改正
平成27年11月29日一部改正、平成28年4月1日より施行

石川県体操協会規約細則

石川県体操協会規約 26 条による細則を次のとおりとする。

1. 理事の定数は若干名とし、その選出については原則として次に掲げる県内の体操関係団体の代表者とする。

(1) 市町体操協会

七尾市 中能登町 金沢市 白山市 小松市 加賀市
および県内市町トランポリン協会

(2) 県高体連体操部、県高体連トランポリン部

(3) 県中体連体操部、新体操部

(4) 県内クラブ及び体操教室

(5) その他、会長が推薦する者

2. 委員会と部

委員会は体操競技、新体操、トランポリンの 3 委員会とし、各委員会には以下の部を設ける。必要があれば、各部において 3 委員会の全体部会を行う。全体部会は、理事会で選出した部長が招集する。

(1) 強化・普及部

事務局・関係団体と連携をとりながら、指導方針・指導体制を確立し、強化・普及を図る。

①オリンピック強化

- ・国際大会に向けた強化事業の推進(トランポリン)

②国体強化

- ・各種強化事業の推進
- ・国民体育大会に関する事業の推進
- ・一貫指導プログラムの作成および実施
- ・その他強化全般に関すること

③ジュニア育成

- ・ジュニアクラブ、体操教室の普及活動の推進
- ・合同練習会の企画、運営
- ・指導者講習会の企画、運営
- ・ジュニア大会に関しての競技部との連絡調整
- ・一貫指導プログラムに関しての国体強化との連絡調整

④普及

- ・未普及の地域に様々なはたらきかけを行い、新しい競技者を発掘
- ・トランポリンのバッジテストやシャトル競技の企画、運営

(2) 競技部

体操に関するルール等の情報を的確に把握し、各種大会の企画・運営を推進する。また、競技に関して、事務局および関係機関(団体)との連絡調整を行う。

①審判

- ・ 採点規則に関すること
- ・ 各種競技会の審判員の構成に関すること
- ・ 審判講習会、研修会の企画
- ・ 採点規則、競技規則に関する情報の収集および伝達
- ・ その他審判業務に関すること

②競技運営

- ・ 競技会場、役員構成に関すること
- ・ 競技会の記録、日程に関すること
- ・ 器具の安全管理、点検に関すること
- ・ その他競技会運営全般に関すること

3. 加盟登録について

加盟しようとする団体及び個人は別に定める加盟申請書を提出しなければならない。

4. 事務局

本会に事務局をおき、総務、会計、登録等の業務を行う。

(1) 総務部

事務文書作成・発送等の庶務および会計処理を行う。また、記録の保存および表彰に関する事務処理を行う。

(2) 登録部

県内選手・役員・審判員の登録に関する事務処理を行う。

(3) 事業部

さまざまな事業開催にあたり上部団体との連絡を図り、円滑な事業運営ができるよう連絡調整を行う。

(4) コーチ育成部（指導者育成）

指導者の技術向上を図るための研修を行う。また、スポーツ指導員およびコーチ等の資格保持者の育成